

「福島県産業廃棄物税の今後の在り方について 中間とりまとめ」 に関する県民意見公募について

【 募 集 要 項 】

1 募集の趣旨

福島県では、循環型社会の形成に向け、平成18年度から産業廃棄物税を導入しています。

福島県産業廃棄物税条例において、令和7年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、令和8年度以降の産業廃棄物税の在り方について検討を行うこととしました。

この検討にあたり、このたび、福島県環境審議会において「福島県産業廃棄物税の今後の在り方について 中間とりまとめ」がとりまとめられましたので、広く県民の皆様から御意見を募集します。

2 募集期間

令和6年10月23日（水）から令和6年11月25日（月）まで（必着）

3 応募資格

- (1) 県内に在住、または通勤、通学している個人及び県内に事業所・事務所を有する団体
- (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、県外に避難されている方
- (3) 県内で何らかの社会的・経済的活動を行おうとする個人や法人その他団体

4 意見の提出方法

下記6に示す「県民意見提出書」（別添）、又は下記「[県民意見提出書]の形式」により、氏名（団体名）、住所、電話番号を明記のうえ、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により、福島県生活環境部産業廃棄物課に提出してください。

なお、県民意見提出書は日本語にて記載してください。

[県民意見提出書]の形式

宛先：福島県生活環境部産業廃棄物課

氏名（※）：

住所（所在地）：

電話番号：

御意見：

〈該当箇所（ページ、項目番号）〉

〈意見の内容・その理由〉

※団体の場合は、団体名（担当者名）を記載してください。

5 提出された御意見の取扱方法等

- (1) 御意見は、産業廃棄物税の今後の在り方を検討するに当たっての参考とさせていただきます。
- (2) 御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、ホームページ上で一定期間公表いたします。
- (3) 福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、個人の氏名、住所、電話番号を除き、開示される場合もありますので、あらかじめ御承知ください。
- (4) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (5) 電話や匿名での御意見の提出は受け付けません。
- (6) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

6 資料

- ・ 福島県産業廃棄物税の今後の在り方について 中間とりまとめ
- ・ 県民意見提出書
- ・ (参考資料) 福島県産業廃棄物税の概要及び施行状況について

7 資料の入手方法

「福島県産業廃棄物税の今後の在り方について 中間とりまとめ」及び関係資料は、福島県生活環境部産業廃棄物課のホームページに掲載するほか、下記の機関で配布しています。

- (1) 配布場所
 - ア 福島県生活環境部産業廃棄物課（県庁西庁舎10階）
 - イ 福島県県政情報センター（県庁西庁舎1階）
 - ウ 福島県県政情報コーナー（県北を除く各地方振興局）
- (2) 郵送を希望される場合
180円切手を貼った定形外郵便用の返信封筒を同封の上、下記8のお問い合わせ先まで請求してください。

8 意見の提出先及び問い合わせ先

郵便番号：960-8670

(県庁宛ての郵便物は郵便番号と部・課名の記入のみで届きます)

所在地：福島市杉妻町2番16号

担当課：福島県生活環境部産業廃棄物課（県庁西庁舎10階）

電話番号：024-521-7259

FAX番号：024-521-7984

電子メール：sangyou@pref.fukushima.lg.jp